

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	林業振興助成事業	会計名称	一般会計		担当課	農林水産課	
		予算科目	6 款 2 項 2 目	事業番号	2860	所属長名	向井裕臣
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）				担当責任者名	山口高宏	
法令根拠等	伊予市除間伐材出荷促進対策事業費補助金交付要綱等各補助金交付要綱				実施期間	【開始】	平成 17 年度
総合計画での位置付け	産業振興都市の創造					【終了】	平成 年度（予定） ■ 設定なし
	持続的な林業・水産業の振興						
総合計画における本事業の役割	総合計画の施策を達成するために、計画的な森林管理や林道の適切な整備等について補助を行う。						
事業の対象	伊予森林組合を通じ林業振興に資する事業に従事する者並びに市内に対象住宅を新築する者			事業の目的	椎茸優良品種の導入や除間伐材の出荷、間伐や森林作業道の整備、県内産木材使用新築住宅の新築について、各々係る費用の一部を支援することで、森林の保全と林業・山村の健全な育成、利用の拡大を図る。		
事業の内容（整備内容）	椎茸優良品種の導入や除間伐材の出荷、間伐や森林作業道の整備、県内産木材使用新築住宅の新築について、各々係る費用の一部を支援する。			昨年度の課題に対する具体的な改善策			

事業活動の内容・成果 (D0)

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）							
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目		単位	28年度実績	29年度予定	9月末の実績	29年度実績
財源内訳	直接事業費	31,975	3,000	35,018	0	0	21,375	森林作業道整備距離	m	16633	8000	0	8501	
	国庫支出金		0	0	0	0	0							
	県支出金		0	0	0	0	0							
	地方債		0	0	0	0	0							
	その他		0	0	0	0	0							
	一般財源	31,975	3,000	35,018	0	0	21,375	除間伐材出荷量	m3	7853	4000	0	4793	
職員の人工（にんく）数		0.10	0.12				0.12							
1人当たりの人件費単価		8,086	8,017				8,017							
※ 直接事業費÷人件費		32,784	3,962				22,337							
主な実施主体		伊予森林組合等		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）		補助金								
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	5年間の合計			
						33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	165,000			
成果指標	指標	当該年度の各指標の計/昨年度の各指標の計×100				単位	⇒	区分年度	28年度	29年度	30年度	目標	毎年度	
						目標		100%以上	100%以上	100%以上				
	指標設定の考え方	森林環境整備に直接影響する3事業について、各達成指標を加算し昨年度の実績と比較することで効果を測る。						実績	0.673	72.1				
	指標で表せない効果					椎茸優良品種の導入は産地振興に貢献し、県内産木材使用新築住宅の新築は木材消費の拡大に貢献し、各々効果が認められる。								

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 （今年度の途中経過）		木造新築住宅建築支援事業において、8件の補助金交付申請の受理を行う。									
事業評価	自己判定（担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。 この事業では施策の目的を果たすことができない。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	事業成果・工夫した点 事業の苦労した点・課題	木造新築住宅建築支援事業を除く各事業は、対象団地の違いから実績の差異はあるものの、森林組合の計画に基づき一定の成果が図られている。		
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	3						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。	4						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A				
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につなげていない。	4						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A				
			コスト効率	5 4 3 2 1 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	4						
	一次判定（所属長）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。 この事業では施策の目的を果たすことができない。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	事業の方向性 所属長の課題認識	■ 事業継続と判断する。 ☐ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する （判断の理由） 本事業は、森林の保全と林業・山村の健全な育成を図るための支援策として効果の高い事業であり継続と判断する。 本事業にゅにおいて、森林組合が事業主体となっている事業が多いことから、引き続き密な連携による事業精査に努める必要がある。		
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	3						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。	3						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A				
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	3						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につなげていない。	3						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A				
			コスト効率	5 4 3 2 1 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3						

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☐			
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
		☐			
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐			
☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。				
☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。				
☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。				

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性（ACTION）

の経営 最終者 判断議	事業の方向性	コメント欄	
	☐	さらに重点化する。	
	☒	現状のまま継続する。	
	☐	右記の点を見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を行う。	
	☐	事業の休止、廃止を行う。	